



平成15年10月21日

住友不動産株式会社
サブリース訴訟 最高裁において勝訴

かねてより係争中のサブリースビル賃料を巡る2件の訴訟につきまして、本日、最高裁判所で、当社の賃料減額請求を認める勝訴判決が下されました。
今回の最高裁判決により、サブリース契約にも借地借家法32条が適用され賃料の増減額が認められることがはっきりし、判断が統一されました。
これにより、当社の賃料減額請求権が認められ、東京高裁にて過去に遡り、具体的な減額幅が審議されることとなりました。